

がんばっています

地域の「縁の下の力持ち」を目指して

徳島県吉野川市市民部環境局環境企画課環境衛生係主事



こうち たくま
河内 拓馬

吉野川市は徳島県北部のほぼ中央、「四国三郎」と呼ばれ親しまれている吉野川の南岸に位置しており、10月には市制20年の節目を迎えます。東部地域には市内で最も利用者が多い鉄道駅の鴨島駅や市役所が所在する一方、南西部にはホテルやオンツツジの大群生など四季おりの豊かな自然が息づいています。吉野川には9本の「潜水橋」が架けられ、増水時には川に沈むよう設計されています。これは暴れ川とも呼ばれる吉野川の急流から橋を守るために考案された機構で、全長285mの川島潜水橋はお遍路さんや地元の人々に利用されています。第11番札所の藤井寺は、弘法大師が境内に手植えたという5色の藤が寺名の由来となっており、本尊の木造釈迦如来坐像は国の重要文化財に指定されています。10月下旬には市の花である菊を用いた菊人形・菊花展が盛大に開催され、白・黄・桃色に彩られた市役所イベント広場が華やぎます。自然よし、歴史よし、人情よし。三方そろった吉野川市にぜひお越しください。



菊人形・菊花展

本市環境企画課は課員5名、会計年度任用職員2名で構成されており、典型7公害のほか、空き地の管理や不法投棄、犬猫のフン尿被害、廃棄物の野外焼却など幅広く相談が寄せられます。業務の性質上庁外に足を運ぶケースが多い本課ですが、入庁後右も左も分からないまま配属となったため、現場対応には随分と苦心した記憶があります。特に私は生まれも育ちも徳島県外で土地勘もなく、しばらくは住宅地図片手に現場を奔走していたのを鮮明に覚えています。あれから2年が経過し、それなりに場数を踏んだ自負がありますが、いまだに苦情相談対応には難しさを感じています。例えば、私有地の適正管理について相談を寄せられた際、土地の所有者等に管理責任があるという前提の下、「①現地確認および現況の撮影」、「②条例等に基づく指導の可否について判断」、「③土地所有者の調査」、「④文書と写真の送付」によって所有者に通知しています。これはお願いの域を出ず、対応の可否は所有者に委ねられます。しかし、これは行政サイドの話で、抜本的な解決を望んでいる市民は法令の基準などあずかり知るところではありません。あまつさえ所有者の対応が確約できないとなると、不誠実な対応をされたと捉えてしまいます。行政として対応できること、できないことを言葉にする難しさはありますが、私が苦情相談対応で心がけている2つのポイントについて対応事例をもとにご紹介します。

1点目は「即応性・柔軟性」です。昨年、本市小学校の児童が総務省行政相談センターの出前教室で「校区内の太陽光発電用地から雑草が道路にはみ出していて通りにくい」という声を相談員の方を通じて届けてくれました。公用車を30分ほど走らせ現場に向かうと、雑草がフェンスからはみ出して見通しが悪くなっている状況を確認できました。文書を送付して所有者に管理をお願いすることになりますが、所有者のもとに到着するまでには時間を要します。そこで活用したのが再エネ特措法に基づく標識です。これはFIT制度の認定事業者に対して義務づけているもので、緊急時に備えて保守点検責任者の連絡先等を明記しています。同制度は電気の利用者が負担する賦課金によって支えられている制度であり、周辺地域と共生した形で適切に事業を実施することが求められます。本件の所有者は遠方に居住しており、現況を把握していなかったことから管理不良の状態に陥っていましたが、地元の声を迅速にお届けすることで早期の改善を図っていただきました。

2点目は「トラブルの未然防止」です。本市では総面積の82%が農業振興地域に指定されており、廃棄物の野外焼却に係る相談が多数寄せられます。これは昔から焼却してきているのだから今更だと主張する市民と、洗濯物への臭い移りや健康被害の要因になることから全面禁止を訴える市民で二極化しているためです。廃棄物処理法第16条の2第3号は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な焼却を禁止の例外だと明記しており、施行令第14条各号にて具体化されています。この該非が指導の争点となりますが、「やむを得ない」とは行為者の処理能力や自治体の収集状況のほかにもどのような要件で判断するのか、「軽微な」とはどの程度の焼却を指すのか等指導の基準としてはいささか不明確です。本課の対応としては野外焼却の際は事前にご連絡をいただき、焼却場所や緊急連絡先の聞き取りに加えて周辺への配慮や火元の監視

の徹底をお願いしています。併せて、平成12年9月28日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知記の第12の1を勘案し、周辺から苦情相談が寄せられた際は直ちに消火することを確認することでトラブルの未然防止に努めています。苦情相談につながってしまった場合にも当該作成のパンフレットを用いて要点を端的に示すことで理解が得られやすい肌感覚があります。このほかに公害の未然防止という観点から浄化槽法定検査受験の呼びかけ、愛犬家のマナーアップの啓発等を各種広報媒体で行っています。特に前者については、令和4年度の11条検査の受検率は60%のところ、ホームページにて受験の呼びかけをした翌年度には62.9%まで上昇しました。直接的な要因として断定できませんが、水辺環境が守られた結果といえるため大変嬉しく思います。

トラブルの解決に際して法令は一つの基準になりますが、その解釈に固執して初期対応が遅れてしまうと問題が複雑化するジレンマがあります。また、ルールに則ることは最善の対応ですが、市民にとって最良の結果を生み出すとは限らない点に難しさがあります。一方で公害問題は利害や感情が先行してしまい、他者を尊重する気持ちがおろそかになっているケースが見受けられます。このスタンスに固執しては解決に逆行するばかりか無用なトラブルの火種となります。つまり、解決には地域の合意形成が不可欠であり、それを促す役割が行政に期待されているのではないのでしょうか。その役割を果たすためにはルールを遵守しつつ、現場確認や情報収集を行う即応性、ケースに応じて対応の見直しや関係部署の紹介をする柔軟性、トラブルを未然に防ぐための意識啓発が重要だと考えます。地域のルール作りのお手伝いという大げさですが、スピード感をもってフレキシブルに対応することを今後も心がけていきたいと思えます。